

うわまち病院の建替え経緯等について

平成 30 年 9 月・10 月 横須賀市健康部

1 沿革

- | | |
|----------|---|
| 明治 24 年 | 横須賀 ^{えいじゅ} 衛戍病院として創設 |
| 昭和 11 年 | 横須賀陸軍病院と名称変更 |
| 昭和 20 年 | 厚生省に移管され国立横須賀病院と名称変更 |
| 昭和 40 年 | 本館病棟竣工 |
| 昭和 60 年代 | 国から「廃止」の方向性が示される。

これに対し、全市をあげての「存続」要望活動 |
| 平成 8 年 | 上記の存続要望活動にかかわらず、国は「平成 12
年度末までに引受け手が見つからない場合、廃止」

との方針 |
| 平成 12 年 | 横須賀市が市立病院として引き受けると決定 |
| 平成 14 年 | うわまち病院誕生 |
| 平成 18 年 | 南館竣工 |

2 早期の建替えが必要な理由

① 建物の老朽化

うわまち病院は、築 50 年以上が経過しています。

これまで改修工事を行いながら建物を使ってきましたが、それでも大雨時に雨漏りが起こるなど、改修工事では防ぎきれなくなってきました。

また、医療の進歩に対応した設備を導入することが困難になってきています。

② 病院の手狭さ

うわまち病院は、外来診察室、待合室、病室など、相当狭い中で診療を行っています。

近年建築された病院では、建物全体の延べ床面積をベッド数で割ると、1 ベッドあたり 80 m²～90 m²程度が一般的です。

うわまち病院では、これが 50 m²程度であり、大変手狭な療養環境となっています。

【ご質問に対して】

質問1 建物の古さは、前々からわかっていたことでは？

横須賀市では、鉄筋コンクリート造の建物について、「60年から70年は使う」という考えを持っていました。そのため、実際に建替えを決断するのは、まだしばらく先のこととされてきました。

昨年、上地市長が就任し、市民の命に直結することには速やかに対応していく、との考え方に変えたため、建替えの検討を鋭意始めたところです。

質問2 うわまち病院にスプリンクラーが設置されていないと

聞いたのですが？

うわまち病院の本館病棟の2階から7階には、スプリンクラーが設置されていません。

これまでは「特例承認」として、未設置でも病棟としての使用が認められていましたが、平成26年の消防法令の改正により、平成37年6月末までに本館病棟にスプリンクラーを設置しなければ、病棟としての使用ができなくなります。

【ご質問に対して】

質問3 スプリンクラーを設置すれば、早期の建替えは不要では？

スプリンクラーの設置が必要な場所は、本館病棟の2階から7階までの6フロアあります。

設置工事は1フロアごとに行う必要があります、工期は1フロアで約1か月間、合計で半年程度かかります。工事費は1億3千万円と見込んでいます。また、工事を行っている間、その病棟を閉鎖しますので、それによる減収が6億円程度になると見込んでいます。

なお、スプリンクラーの設置工事は、老朽化対策としての工事ではありません。

合計7億円以上の負担が生じるほか、入院患者さんの受け入れ制限や転院のお願い、騒音などでご負担をおかけすることから、現実的には難しいと考えています。

3 現地建替えが困難な理由

建物等を建てるために、がけを削ったりするなど土地の形状を変えることを都市計画法で「開発行為」といいます。

南館を建設した平成16年当時、病院建設のために開発行為を行う場合は、許可（市が工事主体の場合は「同意」といいます。）が不要でした。しかし、都市計画法が平成18年に改正され、病院建設のための開発行為でも許可が必要となりました。

大変申し訳ないのですが、健康部はこのことを知らずにおり、今年度、本格的に建替えの検討を始めた時に初めて知りました。

また、敷地内のがけ地が土砂災害特別警戒区域に指定されるおそれがあり、指定されると、開発行為を行うためには防災対策工事が必要になります。

その他、開発行為の許可を得るための条件は様々ありますが、うわまち病院の場合、大きな問題として次の2点を満たすことが必要で、これは現実的に困難であると判断しました。

① 進入路の道幅が9 m以上あること

② 敷地内のがけに相応の防災対策工事をすること

【ご質問に対して】

質問4 道幅を拡幅できれば現地での建替えが可能では？

県道のうわまち病院入口の交差点から病院に向かう進入路は、右側を拡幅する都市計画決定がされています。

道路を拡幅するためには、現在この地にお住まいの方々に移転をお願いしていくこととなりますが、他地域での経験上、道路の完成までには10年程度の時間がかかることが想定されます。

市としては、早急に建替えが必要な状況であり、道路の拡幅を待ってから現地で建替えをするというのは困難であると考えています。

【ご質問に対して】

質問5 がけ対策について詳しく知りたい

うわまち病院は、主に敷地の奥側が、がけに囲まれていて、これらのがけは土砂災害防止法によって、土砂災害警戒区域（いわゆる「イエローゾーン」）に指定されています。現在、県が、イエローゾーンの中から、土砂災害特別警戒区域（いわゆる「レッドゾーン」）の指定作業を進めています。

この指定作業は、本市の行政センター単位で進められていますが、先行している西行政センター管内の指定案をみると、イエローゾーンの大半がレッドゾーンとなっています。

もし、レッドゾーンに指定されると、開発行為を行うには、がけに対して相応の防災対策工事を行わなければならない可能性があります。

この対策工事を行う場合は、数億円の経費と数年の工期が必要となる可能性が高く、道路の拡幅と同様に早期建替えの支障となると考えています。

【ご質問に対して】

質問6 開発行為にあたらないう建替えをすれば良いのでは？

開発行為にあたらないうに新たな病棟を建設するためには、現在の敷地の空いている部分、具体的には、正面玄関前や敷地奥の駐車場部分を利用することになります。

この場合、複数の建物を長い渡り廊下でつなぐこととなってしまう、最善の医療が提供できない病院となってしまう可能性が高くなります。

これを今後、50年、60年と使い続けることは、患者さんの療養面で適当ではないと考えています。

【ご質問に対して】

質問7 現地で建替えをしたら、工事車両の通行はどのくらいになりますか？

新築する建物が最も機能的になるよう最大限に土地造成を行う場合は、約17万トンの土砂が発生すると見込んでいます。この土砂を搬出するには、10トンのダンプカーで17,000台分になります。

仮に、1年間で土砂の搬出をすると、1日約70台、往復で140台のダンプカーが通行することになります。これは、平日の9時から16時まで3分に1台、絶え間なくダンプカーが通行する状況です。なお、この土砂の量は、平成16年から18年にかけて行った南館建設時の4～5倍に相当するものになります。

また、建築工事の規模も南館の5倍以上になります。生コン車などの工事車両も相当数となり、さらに、既存建物の解体工事にかかわる工事車両もあります。

このため、現地で建替えをとした場合の工事車両の通行量は、南館建設時とは比べものにならないほどの多さになると考えられます。

4 今後の予定

(1) 地域の皆さまへの説明会の開催

現在、上町地区の各町内会に対する説明を順次行っています。

(2) 建替え候補地の決定など

今年度中に決定したいと考えています。

新たな病院は、平成 37 年度中の完成を目指しています。

(3) うわまち病院の使用時期

新たな病院が完成するまでは、現在の場所で、引き続き病院運営を行っていきます。

(4) 移転後のうわまち病院の敷地について

うわまち病院の跡地活用の検討は、市のプロジェクトとして位置づけ、市役所内に検討チームを設けて進めていきます。

事務担当

健康部 地域医療推進課 市立病院担当

電話 822-4347 (直通)

横須賀市西逸見町 1-38-11 ウェルティ市民プラザ 3階